

# 新治学園義務教育学校

## 開校準備協議会だより

【第6号】

平成28年12月15日発行

編集・発行：

新治学園義務教育学校開校準備協議会

平成28年11月1日（火）に、第9回開校準備協議会が新治地区公民館において開催されました。各検討部会からの協議・検討の報告を受け、校章デザイン（案）の選定などについての協議・検討を行いました。

### ～ 校章デザイン（案）のご応募、ありがとうございました ～

前号（平成28年8月2日発行）の開校準備協議会だよりでお知らせしましたとおり、8月から9月にかけて、新治学園の校章デザイン（案）の公募を行いました。応募件数は計110件になりました。昨年の校名（案）公募に引き続き、たくさんのご応募、ありがとうございました！

校章デザインについては、開校準備協議会での審査や教育委員会での協議検討等を経て今後決定となりますので、決定次第お知らせします。



### 各部会からの報告

3つの部会（総務部会・PTA部会・学校運営部会）での協議・検討の進捗などについて、開校準備協議会に報告がありました。

#### PTA部会

##### ■通学バスルートについて

平成28年8月20日（土）に、開校準備協議会委員による通学バスの試走を実施しました。試走結果を踏まえた上でバスルートを修正し、9月26日（月）に開催しました第7回PTA部会で協議しました。そして再度、協議したルート案について、各小学校へ持ち帰っていただき、部会員やPTA役員等の方々でご検討いただきまして、開校準備協議会で確認しました。今後は通学バスルートの停留所の位置等についても検討を重ねていきます。

##### ■通学路安全点検について

通学路上の危険箇所について、新治学園の開校時に通学路になると見込まれるルートについて、各小学校単位で危険箇所の把握・検討を始めています。通学路については学校及び育成会が中心となって検討する事になると思いますが、共通認識を図るためにも、今後もPTA部会で情報交換をしていきたいと思っています。



#### 学校運営部会

##### ■ジャージ・上履き、制服について

平成29年度における各小学校と新治中学校のジャージ・上履きの取扱いや開校後の制服着用学年（7年生以上とする）などについての報告がありました。



## 総務部会

### ■校章デザイン（案）について

平成28年9月21日（水）に開催しました総務部会で、採点方式による審査等を実施し、デザイン（案）を数点選定しました。

### ■校歌について

専門家へ作曲を依頼し、内容については現在、協議・検討中です。

### ■閉校記念事業について

各学校における閉校記念事業に関する話し合いの進捗状況について報告がありました。各学校で、閉校記念事業実行委員会の設置等についての協議が始まりました。

## ～お知らせ～

### ○（仮称）新治学園児童クラブについて

生涯学習課より、新治学園義務教育学校の児童クラブ開設について、新治学園敷地内において開校と同時（平成30年4月）に開設する予定であることの報告がありました。

### ○協議会の正式名称が「新治学園義務教育学校開校準備協議会」に改正されました！

前号の開校準備協議会だよりでお知らせしましたとおり、新治地区小中一貫校の正式名称が、「新治学園義務教育学校」に決定しましたことから、開校準備協議会の名称につきましても「新治学園義務教育学校開校準備協議会」に改めました。（さらに、このおたよりの名称も、今回第6号から「新治学園義務教育学校開校準備協議会だより」に変更しました。）

## ◇「義務教育学校」という名称について◇

《疑問》。「新治学園義務教育学校」は、なぜ「義務教育学校」という名称を用いるのか？古臭い名称ではないか？語呂が悪くないか？  
「小中一貫校」という名称をそのまま用いればいいのではないか？



《回答》。そもそも「学校」は、学校教育法という法律によって定義されています。この法律の中で、「『小学校』、『中学校』などを『学校』とする。」ということが定められています（下記参照）。この学校教育法が改正され、新たな種類の「学校」として「義務教育学校」が加えられました。

したがって、小学校や中学校と同様に「義務教育学校」についても、法的に「学校」として認められることとなりました。

本市で「新治学園小中一貫校」という名称に定めたとしても、法的に「学校」として認められません。法律で定められた「義務教育学校」という名称を用いることが必要となります。



### 学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、(中略) 小学校、中学校、義務教育学校、(後略) とする。

【問い合わせ先】 新治学園義務教育学校開校準備協議会（土浦市教育委員会学務課内）

〒300-0036 土浦市大和町9番2号 TEL029-826-1111（内線 5107）